

八雲町地域公共交通活性化協議会部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八雲町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき、八雲町地域公共交通活性化協議会部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、設置要綱第2条の各号に掲げる事項で、八雲町地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）から指示があった事項について、調査、検討等を行うものとする。

(組織の構成及び任期)

第3条 部会員は、八雲町地域公共交通活性化協議会委員（以下「委員」という。）の中から会長が指名する者で構成し、任期は委員任期と同様とする。

(部会長)

第4条 部会には部会長を1名置き、部会員の中から会長が指名する。

2 部会長は、部会を代表し会務を処理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議長を務める。

2 部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。

3 部会長が特に必要と認めた場合、部会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

(報告)

第6条 部会長は、必要に応じて調査・検討等の結果を八雲町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に報告する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 部会員が、会議に出席したときの報酬及び費用弁償は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月30日から施行する。